

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 株式が上場廃止になりそうなとき

Q : 私はサラリーマンですが、老後の蓄えのためにと株式投資をしています。数年前に上場会社であるA社の株式を買ったのですが、このたびA社が会社更生法の申請をして事実上倒産し、近いうちに上場も廃止されるそうです。この株式の損失は他の株式の譲渡益から差し引くことができますか。

A : 売却して出た譲渡損であれば、他の株式の譲渡益と相殺できます。

【解説】

証券取引所では、倒産などの理由により上場廃止となるおそれのある有価証券につき、その事実を一般投資家に周知させるために、「監理ポスト」と呼ばれる専用の取引ポスト（証券取引所内の特殊株取引場）に移して売買を行わせることになっています。

上場廃止となるおそれのある株式であっても、「監理ポスト」にある間は1円～50円ほどの値段がついて、売却することができます。売却して出た譲渡損は、他の株式の譲渡益と相殺することができます。

なお、上場廃止が決まると、「監理ポスト」から「整理ポスト」に移されることになっていますが、この段階になると、売却するのは難しいようです。売却できずに株式が無価値になってしまった場合には、その損失は、エンジェル税制（特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例）に該当する場合を除き、所得税では何らの手当てもされないこととされていますので、注意してください。

